

県内分娩取扱機関 各位

岡山県保健医療部健康推進課長

新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金の交付申請書の提出について（依頼）

日頃から、岡山県の母子保健事業の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

岡山県では、令和6年8月5日付で別添のとおり「令和6年度岡山県新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱」及び「新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要綱」を制定・施行しました。

上記要綱に基づき、岡山県内の分娩取扱機関における検査機器整備の補助を実施いたします。

つきましては、本事業に係る補助金の活用を御希望の場合は、交付申請書等を作成の上、御提出をお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 補助対象施設

岡山県内に所在し、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び同条第2項に規定する産科を標榜する施設及び同法第2条第1項に規定する助産所において、「新生児聴覚検査機器購入支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の4に該当する施設。

(2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（上記期間内に対象となる検査機器の納品を完了すること）

(3) 補助事業対象機器等

自動聴性脳幹反応検査機器（自動ABR検査機器の中で岡山県聴覚検査事業の対象機器であるネイタスアルゴ、MB-11 ベラフォン及びイーゼースクリーン（イーゼースクリーンについては令和6年度分の補助から対象機器へ追加）

(4) 補助条件

「実施要綱」の4参照。

(5) 補助金の交付

本事業の経費については、新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき補助を行うものとする。

(6) その他

詳細は、「実施要綱」及び「補助金交付要綱」による。

※本事業は予算に限りがあるため、1年間で13施設、3年間で39施設の補助を予定しております。そのため、今年度の補助対象とならない場合がありますのでご了承ください。

2 提出物等

(1) 提出物

以下の(ア)から(キ)までの書類を1部ずつ提出してください。

- (ア) 申請書表紙・・・様式第1号
- (イ) 所要額調・・・別紙1-1
- (ウ) 事業計画書・・・別紙1-2
- (エ) 見積書の写し
- (オ) 購入機器のカタログ等の資料
- (カ) 予算書抄本・・・参考様式あり
- (キ) その他

※ 様式及び別紙については、岡山県健康推進課のホームページにエクセルデータを掲載しておりますので、ダウンロードして作成してください。

URL : <https://www.pref.okayama.jp/page/903161.html>

(2) 提出期限

令和6年9月30日(月) 必着

(3) 提出方法

郵送またはメールによる

郵送先：〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部健康推進課母子・歯科保健班担当 水島宛て

アドレス：boshi@pref.okayama.lg.jp

[問い合わせ先]

岡山県保健医療部健康推進課

母子・歯科保健班担当 水島

電話086-226-7329

メール boshi@pref.okayama.lg.jp